

議案件名（令和 4 年第 1 回定例会）

専決処分	1 件（補正予算 1 件）
予算案	28 件（補正予算 10 件、当初予算 18 件）
条例案	16 件（制定 2 件、一部改正 13 件、廃止 1 件）
一般議案	3 件（和解 1 件、包括外部監査契約 1 件、市道路線の認定 1 件）

計 48 件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和 3 年度千葉市一般会計補正予算（第 13 号））（令和 3 年 12 月 21 日）

（ 予 算 案 ）

- 1 令和 3 年度千葉市一般会計補正予算（第 14 号）
- 2 令和 3 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 3 年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和 3 年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 3 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 3 年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 3 年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 3 年度千葉市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 9 令和 3 年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 10 令和 3 年度千葉市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 11 令和 4 年度千葉市一般会計予算
- 12 令和 4 年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 13 令和 4 年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 14 令和 4 年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 15 令和 4 年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 16 令和 4 年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 17 令和 4 年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 18 令和 4 年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 19 令和 4 年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 20 令和 4 年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算
- 21 令和 4 年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 22 令和 4 年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 23 令和 4 年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 24 令和 4 年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 25 令和 4 年度千葉市公債管理特別会計予算
- 26 令和 4 年度千葉市病院事業会計予算
- 27 令和 4 年度千葉市下水道事業会計予算
- 28 令和 4 年度千葉市水道事業会計予算

(条 例 案)

1 千葉市公文書管理条例検討委員会設置条例の制定について

(総務局 総務部 総務課)

公文書管理条例検討委員会を設置する。

- (1) 公文書の管理に関する条例の制定に関する事項について、専門的に調査審議するため、委員会を設置する。
 - ・委員 5人以内(公文書について専門的知識を有する者、情報公開・個人情報保護について専門的知識を有する者等)
- (2) 施行期日 R4. 4. 1

2 法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(総務局 総務部 政策法務課)

法令の改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法令の条項ずれに伴い、条例で引用する法令の条項を修正する。
- (2) 改正する条例
千葉市小児慢性特定疾病審査会条例ほか1条例
- (3) 施行期日 R4. 4. 1

3 千葉市職員定数条例の一部改正について

(総務局 総務部 人事課)

職員の定数を改める。

- (1) 社会環境の変化を踏まえ、児童虐待対策の強化や危機事案への対応強化等、新たな人的需要に対応し、必要な分野に適切に職員を配置するため、職員の定数を改める。

職員の定数	11, 942人	→	12, 132人(190人)
市長の事務部局の職員	4, 225人	→	4, 415人(190人)
- (2) 施行期日 R4. 4. 1

4 千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(保健福祉局 保護課)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部施行に伴い、サテライト型住居の設備及び運営に関する基準を定める。

- (1) 本市のサテライト型住居(※)のみに適用される設備及び運営に関する基準について、省令で定める国基準と同様の内容を定める。
※本市のサテライト型住居 無料低額宿泊所の本体となる施設と一体的に運用される附属施設であって、入居定員が4人以下で、利用期間が原則として1年以下のもの
- (2) 施行期日 R4. 4. 1
- (3) 省令 R元. 8. 19公布、R4. 4. 1施行(条例改正に係る部分)

5 千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
(保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、端数処理の方法を改める。

- (1) 国民健康保険法施行令の趣旨を踏まえ、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、減額する額に1円未満の端数が生じた場合にその減額する額を切り上げることにする。
- (2) 施行期日 公布の日

6 千葉県消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
(消防局 総務部 総務課)

消防団員の報酬を年額報酬及び出勤報酬の2種類とし、その額を引き上げるほか、所要の改正を行う。

- (1) 報酬の種類を、年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類とし、年額報酬について一部の階級に係る額を引き上げる。

ア 年額報酬

副団長	年額 68,000円 → 69,000円(+1,000円)
副分団長	年額 44,000円 → 45,500円(+1,500円)
部長	年額 36,000円 → 40,000円(+4,000円)
班長	年額 33,000円 → 37,000円(+4,000円)
団員	年額 31,000円 → 36,500円(+5,500円)

※団長及び分団長は引上げなし。

- イ 出勤報酬(費用弁償として支給していた出勤に伴う費用(現行:水災害1回につき3,800円、警戒・訓練1回につき3,100円)を、出勤に応じた成果給的な報酬とするもの)

種別	額
災害の場合	1日につき8,000円
災害以外(警戒、訓練等)の場合	1日につき3,500円

- (2) 出勤報酬を支給するほか、交通費を支給することとするため、その手続を定める。
(3) 施行期日 R4. 4. 1

7 千葉県消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(消防局 総務部 総務課)

年金担保貸付事業等の廃止に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付事業の廃止に伴い、日本政策金融公庫等が行う恩給担保貸付事業のうち公務員共済系・公務員災害補償系についても同様に廃止されるため、当該恩給担保貸付を受ける場合に傷病補償年金等を受ける権利を担保に供することができることとする例外規定を削る。
(2) 施行期日 R4. 4. 1

8 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について
(環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設について、市から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が届出で設置するに当たり、必要な事項を定める。

- (1) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設を許可を要さず届出で設置することができる廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例を受けるために必要な手続(生活環境への影響についての調査結果の縦覧及び利害関係を有する者の意見書の提出)について、以下のとおり定める。
- ア 縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類:焼却施設
 - イ 縦覧の場所及び期間:市長が指定する場所、1月以内
 - ウ 意見書の提出先及び提出期限:受託者の事務所等、2週間以内
- (2) 施行期日 公布の日

9 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院等の長の任用要件の一部を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 乳児院等の長の任用要件のうち児童福祉司又は社会福祉主事の資格を有する者が児童福祉事業又は社会福祉事業に従事したこととしている要件について、省令で定める国基準の改正と同様に、相談援助業務に従事したことに改める。
- (2) 省令で定める国基準の改正と同様に、次の用語を改める。
- ア 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定について、民法の一部改正に伴い、その権限の行使の対象となる児童の年齢が18歳未満に引き下げられたことから、「児童等」を「児童」に改める。
 - イ 国の児童自立支援施設職員の養成機関の名称変更に伴い、「児童自立支援専門員養成所」を「人材育成センター」に改める。
- (3) 施行期日 R4.4.1ほか
- (4) 省令改正 R4.4.1ほか施行

10 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者における書面による記録の作成等について、電磁的記録等による対応を認めることとする。

- (1) 事業者における書面による記録の作成、保存等について、府令で定める国基準の改正と同様に、電磁的記録による対応を認めることとする。
- (2) 保護者への説明のうち書面で行うもの等について、府令で定める国基準の改正と同様に、保護者の承諾が得られた場合には電磁的方法による対応を認めることとする。
- (3) 施行期日 公布の日
- (4) 府令改正 R3. 8. 2施行

11 千葉市児童相談所条例の一部改正について (こども未来局 こども未来部 児童相談所)

児童相談所を東部児童相談所及び西部児童相談所の2所体制とする。

- (1) 児童虐待対応件数の増加、児童虐待事案の複雑化及び困難化への対応並びに児童福祉法施行令の一部改正により児童相談所における児童福祉司等の専門職員の配置基準が見直されたことを受け千葉市児童相談所の職員数の増加が見込まれることに伴い、現体制では組織マネジメントに支障が生じることが想定されることから、本市の児童相談所を2所体制とする。

・改正後の児童相談所の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
千葉市東部児童相談所	千葉市美浜区高浜3丁目2番3	中央区、若葉区及び緑区
千葉市西部児童相談所	号	花見川区、稲毛区及び美浜区

- (2) 施行期日 R4. 4. 1

12 千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業施行規程の廃止について (都市局 都市部 都心整備課)

千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業の終了に伴い、施行規程を廃止する。

- (1) 千葉都市計画事業千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業の概要
 - ア 施行地区 新千葉1丁目、新千葉2丁目の各一部
 - イ 施行面積 約1.9ha(A工区:約1.3ha、B工区:約0.6ha)
 - ウ 施行期間 平成2年度から令和2年度まで(A工区:平成26年度まで、B工区:令和2年度まで)
- (2) 施行期日 公布の日

13 千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例の制定について (都市局 建築部 建築指導課)

特別用途地区として定められた千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の指定の目的のために必要な建築物の建築の制限を定める。

- (1) 千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区の目的
商業及び業務機能を有する施設が集積した立地環境を保全するとともに、千葉駅から人の流れを引き込む恒常的なにぎわいの創出を図る。
- (2) 適用区域 千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区(中央区富士見1丁目、2丁目及び新千葉1丁目の各一部(約3.8ha))
※ 用途地域：商業地域
- (3) 建築が制限される建築物
建築物の1階又は2階の部分に次に掲げる用途(※)に供する建築物
(※)ただし、これらの用途の出入口、出入口ホール、階段、管理人室及び集会室等で、その階の床面積の合計の2分の1未満であるものは建築することができる。
 - ア 住宅
 - イ 兼用住宅(居住の用に供する部分に限る。)
 - ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
 - エ 老人ホーム、福祉ホーム等
- (4) 罰則 条例に違反した建築主等は、500,000円以下の罰金に処する。
- (5) 施行期日 公布の日

14 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
(都市局 建築部 建築指導課)

新たに、千葉駅東口西銀座地区の地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域を条例の適用範囲に加える。

・千葉駅東口西銀座地区地区整備計画

(1) 適用区域 中央区富士見1丁目、2丁目及び新千葉1丁目の各一部(約1.4ha)

(2) 主な制限内容

地区の名称	建築物の用途の制限(建築してはならないもの)	建築物の敷地の最低限度	壁面の位置の制限
A地区	(1)住宅、兼用住宅、共同住宅等 (2)老人ホーム、福祉ホーム等 (3)倉庫(建築物に附属するものを除く。) (4)集会場(葬儀を行うもの) (5)畜舎(ペットショップ、動物病院、ペットホテルに附属するものを除く。) (6)納骨堂 (7)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 (8)工場(パン屋、米屋等を除く。) (9)性風俗特殊営業・電話異性紹介営業の用に供するもの等	3,000㎡	制限なし。
B地区	(1)都市計画道路千葉駅富士見線及び市道富士見14号線の道路境界線から10メートル以内の1階部分を次に掲げる建築物以外の用途に供するもの ア 物品販売業を営む店舗 イ 飲食店 ウ 自家販売のための食品製造業を営むパン屋等 エ ア～ウに併設する華道教室等 ※(1)以外の制限内容は、A地区の(2)から(9)までと共通		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次に掲げるとおりとする。 (1)1号壁面線及び3号壁面線においては、2メートル以上(高さ4メートル以下の部分に限る。) (2)2号壁面線においては、4メートル以上

(3) 施行期日 公布の日



- 15 千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について (都市局 建築部 宅地課)

都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域内において特例的に開発行為を行うことができる区域から災害危険区域等を除外する。

- (1) 開発行為を行うことができる区域から除外される災害危険区域等
ア 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び浸水被害防止区域
イ 浸水想定区域のうち、洪水等が発生した場合に、建築物の損壊や浸水により、住民生命等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- (2) 施行期日 R4. 4. 1
- (3) 政令改正 R4. 4. 1施行

- 16 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について (都市局 建築部 宅地課)
(都市局 建築部 建築指導課)

租税特別措置法の一部改正に伴い、優良住宅認定申請手数料等のうち連結法人における短期土地譲渡益に対する重課の適用除外に係るものを廃止する。

- (1) 租税特別措置法の一部改正により連結法人の短期土地譲渡益に対する重課とその適用除外に関する制度が廃止されるため、当該適用除外を受けるために必要な審査のための次の手数料を廃止する。
ア 優良住宅認定申請手数料
イ 優良宅地認定申請手数料
ウ 特定住宅用地認定申請手数料
エ 譲渡予定価格審査手数料
- (2) 施行期日 R4. 4. 1
- (3) 法改正 R4. 4. 1施行(条例改正に係る部分)

(一 般 議 案)

1 和解について (市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

旧千葉市文化交流プラザの土地及び建物等の売却に係る条件について、解除することに合意し、和解する。

(1) 相手方 大和ハウス工業株式会社

(2) 事案の概要

ア 平成31年3月6日、市は、旧千葉市文化交流プラザ(以下「旧プラザ」という。)の土地及び建物等を相手方に売却する契約(以下「原契約」という。)を締結した。

イ 原契約では、旧プラザ3階から5階までに所在する音楽ホール及びリハーサル室について、利用期間は供用開始から10年間以上とするとともに、供用開始時期は所有権移転から2年以内(令和3年3月7日まで)とするとの条件が付されていた。

ウ 令和2年12月15日、市と相手方は、相手方の申出を受け、前記イの条件のうち供用開始時期を令和4年3月31日までと変更する契約を締結した。

エ 令和4年1月12日、相手方から前記ウによる変更後の契約(以下「本契約」という。)における条件の取扱いについての協議が申し入れられた。

(3) 主な和解内容

ア 市及び相手方は、本契約における条件を解除する。

イ 相手方は、和解金として、市に対し913,500,000円を支払う。

ウ 相手方は、本件土地及び建物等について、本契約における条件の解除後も、千葉市の賑わいに寄与するよう、早期の有効活用に努めるものとする。

2 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	令和4年4月1日
契約金額	18,000,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 川口 明浩

(1) 契約の期間 R4.4.1~R5.3.31

3 市道路線の認定について

(建設局 土木部 路政課)

認 定 26 路線

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定